

## 高額療養費・付加給付金に該当する場合の 子ども医療費等の支給申請方法について

保険診療の一部負担金が、**21,000円以上**の場合については、  
以下のようにお手続きをお願いします。

- 1 加入されている健康保険組合等に、高額療養費及び付加給付金について確認・申請してください。（申請しないと支払われないことがありますので、加入されている健康保険組合等または勤務先の健康保険の担当者に確認してください。）



- 2 申請が済みましたら、※診療月の3ヵ月後に、加入されている健康保険組合等に別紙「高額療養費等の該当・非該当証明」を記入してもらってください。（この時、受給者（請求者）に返信が届くように、返信用封筒を同封してください。）  
※高額療養費、付加給付などの決定は、診療月からおおよそ3ヵ月かかります。



- 3 「高額療養費等の該当・非該当証明」を記入してもらったら、子育て支援課へ子ども医療費を申請してください。

<持参いただくもの>

- ① 子ども医療費（ひとり親家庭等医療費）支給申請書
- ② 領収書原本
- ③ 高額療養費等の該当・非該当証明（世帯合算・多数回該当・付加給付の支給の有無の記載があるもの）

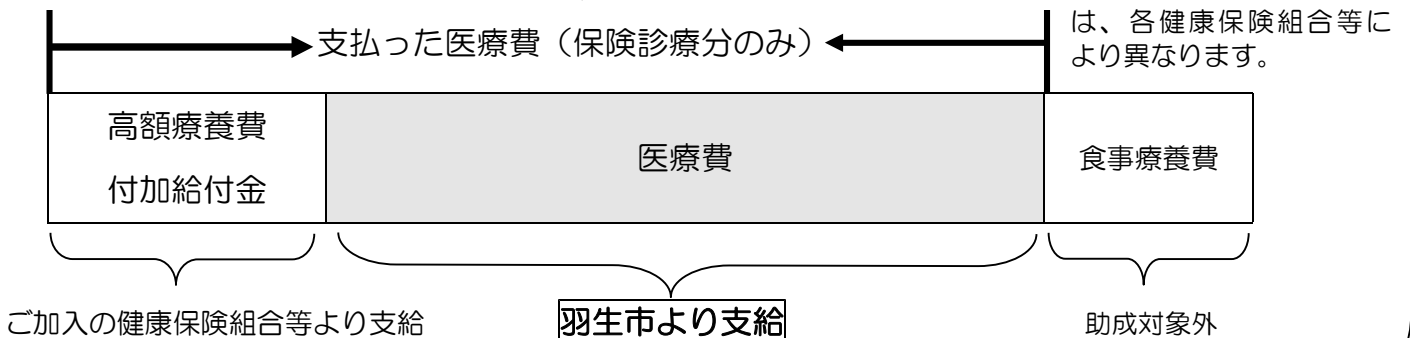
### 【注意事項】

子ども医療費及びひとり親家庭等医療費では、健康保険組合等から支給される金額を差し引いた額を支給しています。（※令和4年10月1日から食事療養費は助成対象外となります。）

《 参考例 》

1ヶ月の入院費用（保険診療分）が21,000円以上※の場合

※付加給付金支給の基準額は、各健康保険組合等により異なります。



\* 保険外のものは対象外となります。（例：入院時の室料・リネン代・容器代・健康診断・予防接種代・消費税等）